

プログラム



「税務行政の変遷 ～あの頃何があったか～」

田辺税務署長

船富 康次様

昨年7月の異動で田辺税務署長を拝命いたしました。田辺ロータリークラブの皆様方には平素から税務行政に対して深いご理解とご協力を頂き感謝しております。

さて、この3月で私が税務の職場に入って丁度30年という節目を迎えることもあり、限られた時間の中で、この30年間の税務行政の変遷をお話させていただきます。

1 昭和58年（私が税務署に入った頃）

職場に入った頃のイメージは「男社会」と「職人肌」。

当時、女性職員の採用率は非常に少なく、同期でも女性は約6%。職場の先輩の多くは、職人肌。仕事は教えて貰うのではなく盗むものだという信念を持っていた。

仕事はアナログだったが、今よりも余裕があり、仕事帰りに一杯飲む機会も多かった。

2 平成元年（消費税の導入）

4月1日に消費税が導入。全く新しい税制であり、当初は、広報、相談、指導を基本に弾力的な執行が進められた。法案成立から施行までの約3か月間に全国で約3万4千回（1署当たり約64回）の説明会を開催。また、導入当初に全国で1日3万件の質問や5千件近くの苦情や意見が寄せられた。執行当局も苦労し、事業者の方々にも負担をかけたが、消費税はその後、わが国の基幹税として定着している。

3 平成6～7年（定率減税と震災対応）

平成6年、バブル崩壊後の景気対策として、「戻し減税方式」による所得税の特別減税が実施された。

夏のボーナス時、サラリーマンに1月から6月までの源泉税額の20%を会社から還付してもらう仕組み。法案成立から減税実施までで2か月余りしかなく、減税方式の周知に腐心。税の徴収ではなく還付に対しても全力で取り組み、大きな混乱もなく戻し減税が実施された。

平成7年、阪神淡路大震災の被災者に対して、「震災特例法」が制定された。税制上の様々な特例措置が講じられ、被災地の納税者からの質問や相談に応じるため、国税局や他の税務署から多く職員が被

災地署に派遣され、その対応に当たった。

4 平成13年（中央省庁再編と情報公開法の施行）

中央省庁再編により、権限という概念がなくなり、組織の任務が強く意識されるようになった。国税庁でも「達成すべき目標」を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することになった。4月には情報公開法が施行された。国税庁ホームページはこれに先駆けて開設されており、適正申告のための種々のツールを提供しているほか、国税庁の活動、税務署の仕事を紹介している。

5 その後、現在まで

時代は変わったが、昭和24年の国税庁発足に当たり、ハロルド・モス氏から贈られた「正直者には尊敬の的悪徳者には畏怖の的」というスローガンは今も生き続けている。しかしながら、申告納税制度の下では、納税者の皆さんが、納税義務を自発的に適正に履行していただくことが第一義。今後も納税者サービスに力を入れ、納税環境の整備に努める所存。

引き続き、税務行政に対する支援をよろしく願います。

